

# 平成29年度第1回千葉市障害者施策推進協議会議事録

1 日時 平成29年4月20日（木曜日）午後7時0分～午後7時32分

2 場所 千葉市総合保健医療センター5階 大会議室

3 出席者

（委員）入江委員、石橋委員、大石委員、金子委員、菊池委員、木村（章）委員、河野委員、坂井委員、佐久間委員、鈴木委員、島田委員、高木委員、高野委員、高山委員、土屋委員、伊藤委員、森委員、村上委員、村田委員

（事務局）竹川保健福祉局長、鳩川高齢障害部長、柏原障害者自立支援課長、松田障害福祉サービス課長、松本精神保健福祉課長 他8名

計32名

4 議題

（1）千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針（案）について

（2）その他

5 議事の概要

（1）千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針（案）について

事務局より、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針（案）に関するパブリックコメント手続の実施結果等について説明の後、質疑応答が行われた。

（2）その他

事務局より、今年度の千葉市障害者施策推進協議会の予定について伝えられた。

6 会議経過 別紙のとおり

## 午後 7 時 0 分 開会

(山内障害者自立支援課課長補佐) それでは定刻となりましたので、ただいまより平成 29 年度第 1 回千葉県障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます、高齢障害部障害者自立支援課の山内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前にお手元の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、「次第」、続いて、「座席表」、「委員名簿」、「千葉県障害者施策推進協議会条例」、資料 1 といたしまして、「千葉県における障害福祉施策に係る中長期指針（案）に関するパブリックコメント手続の実施結果について」、資料 2 といたしまして、「千葉県における障害福祉施策に係る中長期指針（案）の修正内容について」、資料 3 といたしまして、「千葉県における障害福祉施策に係る中長期指針（案）」をお配りしております。

以上でございますが、お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局長竹川より、ご挨拶申し上げます。

(竹川保健福祉局長) 皆様、こんばんは。4 月 1 日付で保健福祉局長に着任いたしました竹川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、そして遅い時間にも関わらず、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃より本市の障害福祉行政はもとより、市政各般にわたり、ご支援とご協力を賜っておりますことに、心よりお礼を申し上げます。

さて、本日でございますが、これまでご議論いただきました「千葉県における障害福祉施策に係る中長期指針」の最終案について、ご協議をお願いするところでございます。

この指針は、長期的な視点をもったビジョンとして、本市の障害福祉施策の大きな方向性を示すものであり、今後は、この指針を踏まえ、障害者計画・障害福祉計画を策定することとなります。

昨年度は、本指針の策定にあたりまして、障害者団体とのヒアリング、また、本協議会での検討などにおきまして、貴重なご意見を多数いただき、ありがとうございます。

この後、指針案に対するパブリックコメントの結果の説明などがございますが、委員の皆様におかれましては、この最終案につきまして、専門的なお立場から、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。

大変簡単ではございますが、これを持ちまして開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(山内障害者自立支援課課長補佐) ここで、このたび新たに千葉県障害者施策推進協議会委員として委嘱させていただいた皆様をご紹介させていただきます。

はじめに、千葉市民生委員児童委員協議会の副会長に新たに着任されました鈴木将夫委員でございます。

次に、千葉市立養護学校の校長に新たに着任されました木村辰治委員でございますが、本日は欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

初めに、先ほどご挨拶いたしました、保健福祉局長の竹川でございます。

次に、高齢障害部長の鳩川でございます。

次に、高齢障害部障害者自立支援課長の柏原でございます。

次に、高齢障害部障害福祉サービス課長の松田でございます。

次に、高齢障害部精神保健福祉課長の松本でございます。

その他の職員につきましては、お手元の座席表にて、ご確認いただき、紹介は省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の協議会でございますが、委員20名中18名のご出席をいただいておりますので、千葉県障害者施策推進協議会条例第5条第2項に基づき、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

なお、村上委員がまだ到着されておられませんので、ご報告申し上げます。

また、本日の会議は、千葉県情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。

それでは、ただ今から議題に入らせていただきたいと思います。これからの進行は、本協議会会長にお願いしたいと思います。入江会長、よろしくお願いいたします。

(入江会長) こんばんは。入江でございます。

本日の協議会の趣旨につきましては、先ほど竹川局長からご説明があったとおりです。

それでは、早速、議題(1)「千葉県における障害福祉施策に係る中長期指針(案)について」、事務局より説明をお願いします。

(柏原障害者自立支援課課長) 障害者自立支援課長の柏原でございます。

議題の(1)「千葉県における障害福祉施策に係る中長期指針(案)について」、説明をさせていただきます。座って、説明させていただきます。

まず、資料に移る前に、前回の協議会を開催した後の指針の策定状況でございます。

この協議会で了承いただいた原案に、8つの個別課題ごとに、課題解決の行程イメージの図を追加するとともに、掲載している表やグラフに平成27年度の実績を組み込んだ最新の情報に変更するなどの作業を事務局において行いました。

これらの情報を追加した原案を委員の皆様にご送付させていただき、了承を得た後、パブリックコメントを行いました。

その後、パブリックコメントで寄せられました意見等を整理のうえ、指針に反映する作業を事務局において行いまして、本日、最終案を本協議会において、ご検討いただきたいと思います。

それでは、まず、資料1「千葉県における障害福祉施策に係る中長期指針(案)に関するパブリックコメント手続の実施結果について」をご覧ください。

1ページ、「1 パブリックコメント手続の趣旨」でございますが、3行目にご覧のように、市政の基本的な施策又は方針を定める計画の策定等を行う際には、パブリックコメント手続を実施することとされております。本指針は、平成38年度を見据えた、本市における障害福祉施策に関する総合的かつ長期的な視点をもったビジョンであること、また、障害者計画等をはじめとする個別計画の上位方針であることから、この手続を実施

したものでございます。

次に、「2 実施概要」ですが、意見募集期間は、本年2月13日から3月13日までの1か月間、意見募集方法は、市役所本庁舎のほか、各区役所、図書館及びホームページにおいて案を公表し、これに対する意見を郵送などの方法により、募集いたしました。

次に、「3 意見提出者数及び件数」です。意見につきましては、電子メールと障害者自立支援課への持参により提出されておりました、9人の方から79件の意見が提出されております。

なお、郵送、ファクシミリはございませんでした。

また、提出方法別の内訳ですが、電子メールで8人の方から77件の意見、持参では1人の方から2件の意見が提出されております。

次に、「4 意見の内訳」です。

第1章から第6章まで、全ての章に関し、意見をいただいております。

特に、個別課題と対応方針については、意見の約半数となる40件の意見をいただきました。

次に、「5 意見を反映し修正した件数」ですが、26件となっております。

ページをめくっていただきまして、2ページをご覧ください。

「6 意見の概要と市の考え方」ですが、いただいた意見について、本指針の構成順に整理をいたしまして、意見の概要、市の考え方、指針案の修正の有無を記載してございます。

なお、いただいた意見につきましては、趣旨を損なわない範囲で、事務局において要約させていただきます。

まず、1番目の意見を例に説明させていただきます。

該当する項目といたしましては、第1章の(1)、指針で掲載しているページとしては1ページ、そして、意見の概要といたしまして、囲みにございますように用語の解説について、意見をいただきました。意見の概要の中にごございますように、障害者総合支援法の注釈、または別掲での用語の正式名称の付記を検討してくださいとの意見です。

次の市の考え方でございますが、提出者の意見にもございました理由のとおり、障害者総合支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、こちらが正式名称でございますので、用語解説を巻末に掲載したいと考えております。

なお、このように本指針に反映した意見につきましては、後ほど、一括して説明させていただきます。

それでは、主な意見について、説明いたします。4ページをご覧ください。

中段にごございます36番、第5章の(1)、障害の早期発見から相談機関への連携に関するご意見です。

意見の概要ですが、「育てにくい子への虐待がされることも多いと聞きます。子どもだけでなく保護者も知的・精神障害があるケースもある場合があるので、保健福祉センターや児童相談所での適切な対応ができるようにしてほしい。」との意見をいただきました。

この意見に対する市の考え方ですが、いただいたご意見は、保健福祉センターや児童相

談所での適切な対応を求める個別事業に係る課題であり、随時、検討していく事項であることから、総合的かつ長期的な視点をもったビジョンである本指針の修正は行わないことといたしました。

次に、40番、第5章の(2)、相談機関とネットワーク構築に関するご意見です。

意見の概要ですが、「拠点支援事業と相談支援体制についてですが、相談支援体制についてはジェネラリストを育てて、身近な相談支援をもつことも重要に思いますが、一方、触法や行動障害、難病等医ケアなど、専門性が必要なスペシャリストも必要なので、その両方をうまくやれるようにする体制のためには、障害別のハブ拠点が必要に思います。」との意見をいただきました。

この意見に対する市の考え方ですが、拠点的な相談機関につきましては、現行の障害福祉計画において、地域生活支援拠点等の整備として位置付けている事業でございまして、平成29年度からの新規事業として予算化したところでございます。

ですので、この地域生活支援拠点につきましては、本指針の対応方針にも記載のとおり、「計画相談支援事業所と地域包括支援センターとの連携も視野に入れ、拠点的な相談機関を中心とした相談体制の構築を検討し、その際、本市が推進する地域包括ケアシステムの一環として機能するよう十分な連携を図る」と既に本指針に記載してございますので、これは新規事業の実施に関する意見として承るとともに、今後の事業の展開については、今年度行う障害者計画等の策定に合わせ検討していくことから、本指針の修正は行わないことといたしましたものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。52番目の意見でございます。

第5章の(3)、障害福祉サービス等の充実に関する意見です。

意見の概要ですが、「重度な障害のあるお子さんのほうが軽度な障害のあるお子さんより支援が受けにくい現状は重点化が必要に思っております。」との意見をいただきました。

この意見に対する市の考え方ですが、本指針の第5章の(3)の課題において、重度の障害者である等の理由により、受け入れる事業所が非常に少ないこと、そして、それを受けた対応方針におきまして、必要なサービスを受けられるよう、不足しているサービスには、何らかのインセンティブを付与する等の支援策を行い、必要とされる事業所の開設を促進することとしており、既に本指針に反映されていることから、市の考え方として、「ご意見のとおり、重度の障害があるお子さんも必要なサービスを受けられるよう、不足しているサービスには、何らかのインセンティブを付与する等の支援策を行うことを検討していく」との回答とし、本指針の修正は行わないことといたしました。

このように、今回、お寄せいただいた意見の多くは、本指針で示している内容に合致している意見、今後の障害者計画等の策定において検討すべき具体的な事業の提案、個別事業の運用における検討課題などございまして、提案等については、個別に対応して参りたいと考えております。

次に、資料2「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針(案)の修正内容について」を、ご覧ください。

先ほど申しました、お寄せいただいた意見を反映して、本指針の修正を行った部分につ

いて説明申し上げます。

まず、「1 文章の変更・追加」です。

1 番の第 1 章、指針策定の背景と趣旨、(1) 概要の記述において、本指針とは異なる別の指針の策定を行うように受け止められる恐れがあるので、表記を一致させるべきとの意見がございまして、修正前は「障害福祉施策の指針」と記載していましたが、右枠の修正後の記載のとおり、本指針の題名である「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定すること、というように修正いたしました。

同様に、より適切な表現に変更すべきとの意見を踏まえ、2 番から 6 番にかけて記載のとおり修正いたしました。

7 番目に移りますが、いただいた意見といたしまして、単に現状を把握することに留まらず、国や地方自治体の先進的なモデル事例や国の障害福祉政策の動向、さらに予算配分傾向を把握いたしまして、情報収集する役割を求めるとの意見を踏まえまして、「情報収集と提供」という形に修正いたしました。

8 番目ですが、千葉県の関係機関と本市の事業が大変密接に連携していることが多いことから、「国等」で括らずに「県」を明記すべきとの意見を踏まえ、「国、県等への提案」に修正いたしました。

9 番目ですが、第 3 章(3)や第 4 章(1)で、社会全体での理解や協力を掲げているため、特に取り組むべきは、市民、障害者本人及びその家族等を優先して表記した方がよいとの意見を踏まえまして、「市民、障害者本人及びその家族等に周知するとともに、関係団体、関係機関等と共有する」に修正いたしました。

10 番目ですが、医療的なケアが必要な児童について、関係部局との連携による課題解決策の検討にあたることを明記すべきとの意見を踏まえまして、課題に「特に、医療的ケアが必要な障害児や発達障害児については、庁内関係部局との一層の連携を通じて、現状とニーズの把握や情報を共有し、課題解決策を検討する必要があります。」と追加いたしました。

ページをめくっていただきまして、11 番目ですが、本市において、先進的なモデル事例など、国や全国的な取り組みの動向と連動して、効果的な施策を展開できるよう、本指針に明記すべきとの意見を踏まえまして、対応方針を「先進的なモデル事例や他自治体の効果的な事例等を参考にするなど、幅広い検討を通じた取り組みを一層進めていきます。」に修正いたしました。

12 番目ですが、実はここには 2 つの意見をいただいております、1 つ目の意見として、重度の障害児者の人工呼吸器利用者の受け入れや通所場所・医療型入所・短期入所・送迎が足りないことへの対応、2 つ目の意見として、重度の障害児者が自立するための住まいの場としてグループホームに加え、医療型入所施設を加えて欲しいとの意見がございました。

この 2 つの意見を踏まえまして、「また、グループホームへの入居が困難な障害者に対応した居住場所について検討する」を加える修正をいたしました。

13 番目ですが、識見を高める手法は、研修のみならず、多様な手法が考えられること

から、手法を限定せず、幅をもたすべきとの意見を踏まえ、「等」を加えることといたしました。

14番目ですが、障害福祉施策関連事業費の増大への対応は急務であり、いちばん即効性が期待される項目を第1項として掲げるべきとの意見を踏まえ、項目の掲載順を2番目のものを1番目に変更いたしました。

15番目ですが、関係機関からの意見要望、実態調査のみならず、各次計画におけるパブリックコメントや市長への手紙を通じた意見、その他のあらゆる機会を総動員して、積極的に施策の動向やニーズを把握する必要があると、把握した動向やニーズを事業展開の反映に努めるべきとの意見を踏まえ、「実態調査などのほか、様々な機会を通して、本市における障害福祉分野の動向やニーズを把握し、事業展開への反映に努めます。」に修正いたしました。

16番目ですが、本指針策定の背景・目的の達成に向け、柔軟かつ臨機応変な体制を整備するために、重点的な議論・検討が必要なテーマについては、必要に応じて検討機関の設置を明記すべきとの意見を踏まえ、「必要に応じて、課題解決に向けて、機動的かつ効果的な検討組織の設置を検討します。」を追加いたしました。

次に、3ページ、その他の意見ですが、用語解説の追加や図表の表記の統一等については、意見のとおり最終案に反映いたしました。

なお、用語解説については、本指針の了承を得た後、意見で指摘を受けた用語以外も検討のうえ、事務局において作成し、巻末に掲載することといたします。

最後に、お配りいたしました資料3ですが、これらの修正を反映した最終案でございます。

説明は、以上でございます。

(入江会長) ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

議事録を作成することから、発言される際はお名前を仰ってから、お願いいたします。

はい、大石委員、どうぞ。

(大石委員) 千葉市視覚障害者協会の大石と申します。

パブリックコメントの意見の中に、障害者一人ひとりに寄り添った福祉というような記載が指針の中にあるけれども、そのような支援を受けられるのは重度の障害のある人であって、軽度の障害のある人は支援が受けにくい現状というような意見があったのですが、確かに分かる、と思います。

今、就労関係のサービスであれば、軽度の障害のある方のほうが優先されるかもしれませんが、福祉サービスとなると、視覚障害者の場合でも、勿論年を重ねることによって、重度の障害のある方はそれなりにプラスされた障害が出てくると思うのですが、より重度の障害に近くても、軽度の障害という風に認定されている方達が、年を経ると、例えば、少し視力があっても、拡大文字を読むのが疲れるので、出来れば音声による市政だより等の情報を受け入れたいと思っても、デイジー再生機は日常生活用具として支給を認

めてもらえないというようなことが起きています。

福祉サービスと言っても、限られた人しかサービスは受けられないという意見が、軽度の障害のある方達から出てくるのは、自然のことだと思って、もし反映できるのであれば、そういった点も考慮していただきたいと思いました。以上です。

(入江会長) はい、では、事務局から回答をお願いします。はい、柏原課長。

(柏原障害者自立支援課課長) はい、障害者自立支援課でございます。

今回の指針の中では、確かに、より重度の障害のある方への支援ということに焦点を置いていますが、一人ひとりの相談支援ということで、親亡き後を視野に入れ、現在グループホームで生活されている方であっても、何かしらの相談支援で繋がりを持ってほしいということを考えております。

その部分を踏まえて、一人ひとりに寄り添った相談支援体制を指針に位置づけているものでございまして、委員からご指摘があったような障害のある方にとっても、一生涯の相談の場の開設、これは各障害者計画や障害福祉計画の中で、3年間の中で達成できることがよりイメージ出来る形で、表現して参りたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。

(入江会長) はい、その他、ご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、少し時間がございますので、今、障害者自立支援課長から説明があった内容以外でも、この指針に関するご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

ご質問等ないようでございます。

それでは、事務局から何かございますか。柏原課長。

(柏原障害者自立支援課課長) はい、それでは、今回の指針案につきましては、本協議会でご了承いただいたということで、この後の作業を進めさせていただきたいと思います。

(入江会長) はい、それでは議題(1)は終了いたします。

次に、議題(2)「その他」ですが、何かございましたらお願いいたします。はい、障害者自立支援課長。

(柏原障害者自立支援課課長) その他として、2点ございます。

1点目ですが、今申しましたとおり、本日、ご審議いただいた指針案につきましては、決裁手続を経て確定することとなります。

なお、本指針のデータに基づきまして、冊子として作成し、出来上がりましたら、委員の皆様へ送付させていただきたいと考えております。少し時間がかかりますが、ご容赦ください。

続きまして2点目ですが、平成29年度の千葉県障害者施策推進協議会の開催予定について、委員の皆さんに資料を配付のうえ、説明させていただきたいと思いますが、会長、よろしいでしょうか。

(入江会長) はい、お願いします。

(柏原障害者自立支援課課長) それでは、事務局の方から資料を配付させていただきます。

では、配付した資料に沿って、平成29年度の千葉県障害者施策推進協議会の開催予定について、説明させていただきます。

まず、4月20日、本日でございます。本年度の第1回目の開催ということで、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針（案）」をご審議いただきました。

この指針で示された方向性ととも、現行の計画の進捗状況、昨年度に実施いたしました実態調査の結果、さらに、国の動向、本市の実施計画の検討状況を踏まえ、5月から8月にかけて、次期計画となる「第4次千葉市障害者計画」、「第5期千葉市障害福祉計画」の骨子案を、事務局で作成させていただきたいと考えております。

そして、その期間に作成させていただいたものを、8月に第2回の協議会を開催し、ご協議させていただきたいと思いますが、その際には、合わせて現行の障害者計画等の進捗状況、実態調査の結果報告を行う予定でございます。

そして、この骨子案をご了承いただいたうえで、10月からは各障害者団体等と骨子案に係るヒアリングを実施し、その結果を反映する作業を事務局で行い、素案を作成いたします。

そして、12月に第3回の協議会を開催し、次期計画の素案を検討していただきます。

協議会です承を得たのち、平成30年1月から2月に、素案に対するパブリックコメントを実施し、パブリックコメントで寄せられた意見を反映した次期計画案を事務局で作成したいと考えております。

そして、そのまとまった計画案について、3月に第4回の協議会を開催し、次期計画案を検討していただく予定となっております。

少しタイトなスケジュールとなっておりますが、指針作成の段階で得られたご意見を踏まえて、皆さんに示していただいた方向性がより充実するような計画事業を位置づけて、その計画事業がどこまで達成するのかが分かりやすいイメージを持てる次期計画を作成したいと考えておりますので、また様々のご意見、ご要望をいただき、分かりやすい計画づくりにご協力いただきたいと思いますと思っております。

なお、具体的な開催期日等の案内につきましては、詳細が決まり次第、事務局より連絡させていただきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

(入江会長) はい、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定されていた議題は全て終了いたしました。

委員の皆様にはまた8月にお会いいたします。それでは、事務局にお返しします。

(山内障害者自立支援課課長補佐) 委員の皆様には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。最後に、お忘れ物のないよう、今一度、ご確認ください。

本日は、ありがとうございました。

午後7時32分閉会